



令和6年度 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業のうちCLT・LVL等の利用拡大のための環境整備 持続可能な木材供給・利用の環境整備



- 持続可能な社会の実現に向けた近年の世界的な動向も踏まえ、建築分野では、利用する木材について、森林の生物多様性保全等の観点も含めて持続可能性に幅広く配慮することが求められている。
 - 林野庁は、川下(建築事業者、不動産事業者、施主)が投資家や金融機関に対して、建築物への木材利用の効果を訴求しやすくなるように、「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」(R6.3)を策定。持続可能な資源の利用も評価分野の一つ。
- 本事業では、過年度の評価ガイドンスを踏まえながら、持続可能性に配慮した木材供給に向けて、**木材供給事業者が建築事業者等からの要求に対応する上での課題の整理や対応策の検討等を実施した。**

持続可能性に配慮した木材供給に向けた検討等のため、以下の2つの視点に留意し、文献調査等および聞き取り調査を実施

- ① 持続可能性に配慮した木材供給の際に木材供給事業者(川上・川中)が求められる取組の水準
- ② 木材供給事業者(川上・川中)が上記の水準を満たしていることを確認し、かつ、その情報を建築事業者等(川下)まで伝達する方法

調査結果をもとに、**持続可能性に配慮した木材の課題と対応方向**を以下のように整理。
これは次年度以降に作成を目指すガイドンスの構成要素になることを念頭に置いている。

	課題	対応方向
(1) 一般的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドンスの役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川上/川中/川下で共通認識を持った上で持続可能性に配慮した木材の利用を促進するものとして整理(「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」の別冊とすることも想定) ・ 森林組合、林業事業体等の森林管理の担い手、木材の流通・加工事業者、建築事業者等、建築物への木材利用のサプライチェーン上にある関係者が使用するものとして分かりやすく整理
(2) 情報の種類等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能性に配慮した木材の要素 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の対象は建築物において利用される木材であり、「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」(R6.3)において整理された要素に加え、生物多様性の保全に配慮した森林施業など最近の動向への対応を整理
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合法性の確認等既存の仕組みに加えて川上の事業者等が独自に行う、生物多様性保全等の取組に関して求められる情報の取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川下事業者と連携して行う取組も含め川上事業者の独自の取組に係る情報の取扱いについて、事例を基に情報の内容を整理
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な枠組みへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な枠組における林業分野で必要な情報の内容を日本の森林及び関係者の特徴を踏まえて整理
(3) 情報の確認・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の実情を踏まえた情報の伝達方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の種類に応じた伝達方法を整理
(4) 関係者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能性への配慮に関する情報の利用者や情報の伝達に関わる者等について、求められる役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川下・川中を含む関係者の役割には、様々なパターンが想定されることから、役割の整理に向けた着眼点を更に整理